

相談支援事業者による不正請求について

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者による不正請求が判明しましたので、その内容について下記のとおり報告いたします。

記

1 対象事業所

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 名 称 | サニーサイド（計画相談支援及び障害児相談支援） |
| (2) 開設法人 | 合同会社サニーサイド（代表社員 水野 貴文） |
| (3) 所 在 地 | 城陽市枇杷庄鹿背田 7 2 トライアングルプラザ内 |
| (4) 指定日 | 令和 3 年 1 1 月 1 日 |
| (5) 指定権者 | 城陽市 |

2 不正請求の内容

- 令和 4 年 8 月から令和 6 年 1 2 月までの期間において、サービス等利用計画等及びモニタリング報告書を作成していないにもかかわらず、計画相談支援費及び障害児相談支援費を宇治市に請求し、受領した。
- 令和 4 年 2 月から令和 6 年 1 2 月までの期間において、計画相談支援費及び障害児相談支援費の各種加算項目について、記録を作成していないにもかかわらず、各種加算項目にかかるサービス費を宇治市に請求し、受領した。

3 不正請求額等

不正請求額	8 9 2, 9 8 6 円
加算額	3 5 7, 1 9 4 円
計	1, 2 5 0, 1 8 0 円

4 経過

令和7年2月21日	施設長より市へ城陽市の監査で指摘を受けた旨報告あり以降、城陽市へ経過や請求誤りの内容を確認
令和7年3月上旬	事業所に対して請求誤りにかかる資料提供を依頼以降、内容調査等を実施
令和7年5月19日	事業所に対して追加資料（業務記録等）の提供を依頼以降、内容調査等を継続
令和7年9月18日	城陽市より不正請求の返還通知について連絡あり
令和7年9月18日	宇治市より事業者へ不正請求の返還について通知
令和7年9月25日	事業者が全額返還の手続きを行う（9月30日入金）

5 その他

- （1）指定権者である城陽市による事業者への処分は新規利用者受入停止3か月
- （2）宇治市の現利用者は、今後も当該事業所を継続して利用可能